

## 第2章

活力とゆとりある生活をめざすまちづくり（都市基盤）



## 第1節 調和ある発展のための基盤づくり

### 1 土地利用

#### 現況と課題

本町は、茨城県の西南部に位置し、町の西南部を利根川が流れ、全体としては平坦な地形で、宮戸川などの中小の河川により、南北に細長く低地が刻まれ、優良な水田地帯となっています。

広域的な交通条件をはじめとする都市基盤整備等の遅れから、都市化の進展が緩やかであり、土地利用形態は、町全体（4,658ha）のうち、宅地が16.7%、農地（田・畑）が52.5%と豊かな田園環境や自然を残しています。

近年、市街化区域では大規模商業施設や「道の駅さかい」の整備等により本町の商業の核となるべきゾーンが形成されました。しかし、既存商店街では道路網整備の遅れや駐車場の不足などから商業機能の衰退がみられます。

一方、周辺市街地においては、陽光台地区土地区画整理事業（19ha）の実施により、生活基盤の整った住宅地の形成が進んでいます。

市街化調整区域では、生活道路の整備や農業集落排水事業の進展など農村集落の生活基盤整備を進めてきました。一方、農業従事者の減少や遊休農地の増加など、自然的・農業的土地利用が徐々に阻害されつつあります。

土地は住民の限られた資源であり、生活や生産活動などを展開するうえで共通の基盤であることから、将来都市像や都市計画マスタープランなどに基づき、自然環境との調和を図り、バランスある発展と快適な都市空間づくりをめざす必要があります。

#### 基本方針

住民が、健やかに、安らかに、豊かに暮らすことのできる、自然と調和した魅力と活力のある計画的な土地利用を推進します。

#### 施策の体系図



## 具体的施策

### (1) 自然との調和のとれた土地利用の推進

- ・利根川水系緑地及びそれに流入する河川 水路沿いの水田を中心とした生産緑地について、将来にわたり本町の緑の骨格として位置づけ、その環境の保全・育成に努めます。
- ・農業振興地域は、豊かな恵みのゾーンとして今後ともその保全を図り、環境等に対するさまざまな役割を考慮した保全・活用を検討します。
- ・農村集落の生活環境の整備と優良農地や里山、雑木林の保全に努めるとともに、観光レクリエーションの場、体験学習の場、自然とのふれあいの場としての活用を検討します。

### (2) 計画的な土地利用の推進

- ・都市計画マスタープランに基づき良好な市街地の形成と自然環境との保全・共生を図り、快適で暮らしやすいまちづくりに努めます。
- ・都市的土地利用は、現在の市街地を中心として主要地方道結城野田線を都市軸に、また、国道 354 号バイパスを骨格軸とし、主要な交通軸に沿って計画的に展開します。
- ・陽光台地区などの、良好な住環境が形成されている住宅地については、地区計画等により生け垣設置等を奨励し、良好な居住環境の維持、育成に努めます。
- ・その他の地域については、土地区画整理事業などの面的な市街地整備を検討し、道路や公園などの整備をきめ細かく計画的に進めるとともに、適正な都市機能の集積や土地利用の推進に努めます。
- ・市街化区域の拡大については、周辺環境との調和に十分配慮し、面的整備等による都市基盤施設の整備を図りながら計画的に推進します。
- ・圏央道インターチェンジ周辺開発については、茨城県及び沿線自治体による協議会を設置し開発手法等の検討を行いつつ、その整備時期や社会経済情勢を見定めながら、新たな産業系土地利用の推進を図ります。
- ・新幹線新駅設置を補完するため、新 4 号国道線の軸上に新たな面的整備を検討します。

### (3) 市街化調整区域における適正な土地利用の推進

- ・市街化調整区域においては、農業振興地域整備計画に基づき、農用地の適切な管理を図るとともに、生活基盤の整備や集落環境の整備に努めます。
- ・都市計画法の改正により、市街化調整区域内で要件を満たす集落の区域を県が条例で定めることにより、その区域内においては、一定の用途の建築物を建築できる制度が創設されました。本町においても、町全体の土地利用方針に基づき、また、社会的、政策的な状況を勘案しながら、適切な区域指定の検討を行います。

### (4) 土地利用等に係わるデータベース化

- ・地籍簿や地籍図を電算化した、地理情報データベースの構築をめざします。
- ・農業振興地番台帳、区分図データベース化による農用地の管理・運営の円滑化をめざします。



## 2 都市計画

### 現況と課題

本町は、昭和45年11月に町の全域4,658haが「都市計画区域」に指定されるとともに、同年、優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」と市街化を抑制すべき「市街化調整区域」とに区分されました。また、市街化区域298haについては、合理的な土地利用を図ることを目的に用途地域の指定が行われています。

また、本町の中心市街地は、道路や公園などの都市基盤施設整備の遅れや未利用地の残存、既存商店街における駐車場の不足、安心して買い物ができる歩行者環境の整備などの課題が残されています。このような状況に対応して、本町では都市計画道路の整備や町営駐車場の設置・改善に努めてきました。

さらに周辺市街地では、陽光台地区(19ha)で土地区画整理事業及び地区計画を決定し、良好な住環境の形成・保全に努めています。その他の地区においては、小規模な民間開発等が行われていますが、全般に生活基盤施設整備の遅れやスプロール的な開発、未利用地の残存など住環境の悪化がみられます。民間開発等の計画的な誘導を図りつつ、土地区画整理事業の促進など柔軟な対応に努めながら、良好な市街地形成が課題となっています。

今後は、都市計画マスタープランに基づき、市街化区域と市街化調整区域との調和や役割分担を図り、本町の自然環境や生活環境を後世に継承しつつ、活力ある都市づくりを進めていく必要があります。

### 基本方針

まちづくりの指針である都市計画マスタープランに基づき、将来都市像の実現に向けて、調和のとれた計画的な市街地の整備等を推進し、活力ある都市づくりを進めていきます。

### 施策の体系図



## 具体的施策

### (1) 都市計画マスタープランに基づく総合的なまちづくり

- ・住民参加のもとに策定した都市計画マスタープランにおける町全体及び地域別の方針に基づき、総合的、計画的なまちづくりを推進します。
- ・都市計画マスタープランに基づき、必要に応じて市街化区域の拡大や用途地域の見直しを行い、適正な土地利用の推進を図ります。

### (2) 中心市街地及び周辺市街地の整備

- ・中心商業地については、大規模商業施設と既存商店街との機能分担と回遊性を確保しながら、人々が集い活気あふれる商業地の形成を図るために必要なポケットパーク等の環境整備を推進します。
- ・陽光台地区については、生活基盤が整備された地区の特性を生かしつつ、良好な住環境の形成を図るため、地区計画の手引きの作成、配布などを行います。
- ・その他の地区においては、土地区画整理事業等の面的整備や地区計画等の導入を図りながら、道路・公園等の公共施設の整備を促進し、質の高い良好な居住環境の形成に努めます。

### (3) 新市街地の整備

- ・圏央道の整備時期や社会経済情勢を踏まえつつ、圏央道インターチェンジ周辺地区及び塚崎地の産業系市街地の形成を検討します。  
また、区域指定制度の適用を検討している地区においても、町全体の土地利用方針に基づき、社会的状況等を勘案しながら住宅系市街地の形成に努めます。

### (4) 計画的な民間開発の誘導

- ・宅地開発指導要綱策定の検討や地区計画・各種協定などの運用・管理などによる民間開発の計画的な規制誘導を図り、うるおいのある快適な居住環境づくりに努めます。

### (5) 第2次市街地整備基本計画の見直し

- ・上位計画である都市計画マスタープランに基づき、具体的整備プログラムを検討・推進するため、市街地整備基本計画の見直しを行います。

## 第2節 多様な都市活動を支える交通体系づくり

### 1 幹線道路

#### 現況と課題

本町の骨格的道路網は、南北方向に新4号国道、主要地方道結城野田線、県道尾崎境線、境間々田線、伏木坂東線、中里坂東線、東西方向に国道354号、主要地方道土浦境線、県道若境線など国道2路線、主要地方道2路線、県道5路線から構成されています。

これらの骨格的道路は、新4号国道と主要地方道結城野田線及び県道土浦境線の一部と県道伏木坂東線を除き、いずれも幅員が9m以下と狭く、また、交通量が多い路線に歩道が設置されていないなど、十分な整備が図られていません。

都市計画道路については、市街地を中心に9路線、延長28,330mを決定しており、その整備率は約36.4%となっています。

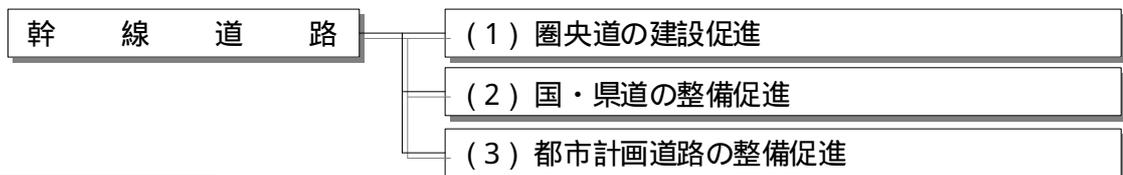
今後は、国道354号バイパスをはじめ、圏央道等の広域交通網と適切にネットワークする骨格的な道路網の形成をめざしていく必要があります。なお、圏央道については、北首都国道事務所が主となり境町事業分3,700m（利根川・五霞町境界から町道1-7号線）の用地買収を平成19年度において完了し、平成24年度の全線開通をめざしています。

#### 基本方針

活発化する多様な都市活動と都市機能の集積を支える健全な都市構造の形成をめざし、広域交通体系と適切にネットワークされた幹線道路網の整備を推進します。

また、市街地部については、主要地方道結城野田線を都市軸とした都市計画道路や生活圏道路の整備による格子状道路体系の整備を図ります。

#### 施策の体系図



#### 具体的施策

##### (1) 圏央道の建設促進

- ・関係自治体と連携し、圏央道及びインターチェンジの早期整備を国・県に要望します。

##### (2) 国・県道の整備促進

- ・新4号国道の6車線化拡張整備の早期実現を国・県に要望します。
- ・圏央道のアクセス道路である国道354号バイパスと主要地方道結城野田線バイパスの整

備促進を国・県に要望します。

- ・町道1 3号線の県道昇格を県に要望します。

### (3) 都市計画道路の整備促進

- ・地域間及び拠点間の連絡や市街地内の交通の円滑な処理を担うため、都市計画道路等の幹線道路の整備を図ります。
- ・都市計画道路松岡町・上小橋線（県事業分）の早期整備を県に要望します。
- ・広域的な道路体系を踏まえながら、松岡町・上小橋線や宮本町・大步線の延伸等、都市計画道路網の再検討を行い、早期事業化をめざします。

## 2 生活道路

### 現況と課題

本町の道路総延長は約 654km で、平成 18 年度末現在の舗装率は 63%、改良率は 37% となっています。

生活道路整備については、毎年各行政区から拡幅整備や集中豪雨時の道路冠水について改良の要望があり、計画的な整備を進めていますが、厳しい財政状況の中すべての要望に対応するのは困難な状況にあります。

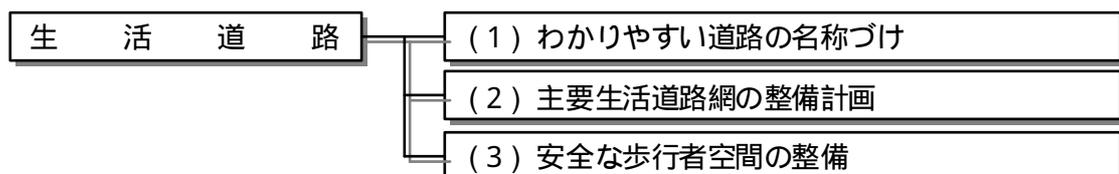
このような状況を踏まえ、暮らしの中での道路の役割を十分に踏まえながら、主要な生活道路網の整備計画を策定し、排水路や浸透性のある舗装道路の設置、狭隘道路の解消など、住民が安心して通学・通勤や買い物のできる生活道路の整備を推進していく必要があります。

また、住民に安心とうるおいのある道路空間を提供するために歩道の設置や街路樹を植栽するほか、旧街道名や町名、街路樹などからわかりやすく、住民に親しまれる道路の名称づけを行っていくことなどが重要です。

### 基本方針

通学・通勤・買い物をはじめ、安全で快適な日常生活を営むことができるよう、生活道路の整備を推進します。

### 施策の体系図





## 具体的施策

### (1) わかりやすい道路の名称づけ

- ・旧街道名や町名、街路樹等によるわかりやすく、親しまれる道路の名称づけを、住民からの公募などにより行います。

### (2) 主要生活道路網の整備計画

- ・小学校や主要な生活拠点等を、安全にかつ快適にネットワークする主要な生活道路網の整備計画の策定を検討します。
- ・近隣市町と接続する主要な道路の整備促進を図ります。
- ・主要な生活道路網の整備を図るとともに、地域住民の日常生活を支えるその他の生活圏道路の整備を積極的に推進します。
- ・河川等地形的な制約により、相互に交通不便をきたしている集落等を連絡し、相互交流を利便するための橋梁の整備を推進します。
- ・自然災害による道路交通への被害を防止するため、防災対策を推進するとともに、災害時における緊急・防災活動が、安全かつ円滑に行える信頼性の高い生活道路の整備を推進します。

### (3) 安全な歩行者空間の整備

- ・主要な生活道路を中心として、沿道緑化等にも十分配慮しながら、歩道の設置や交通危険箇所の改良、交通安全施設の整備やバリアフリー化により、安全で快適な生活を実現する道路の整備を推進します。

## 3 公共交通

### 現況と課題

本町には鉄道駅がないため、公共交通機関としては路線バスに依存している状況です。現在、古河駅、東武動物公園駅、川間駅方面に3路線運行されていますが、自家用車の利用が多く、バスの利用者は減少し、バス路線は縮小される傾向にあります。

バスは、本町における唯一の公共交通で、通勤通学者や高齢者にとって欠くことのできない交通手段であることから、地域に密着した運行体制の充実が求められています。

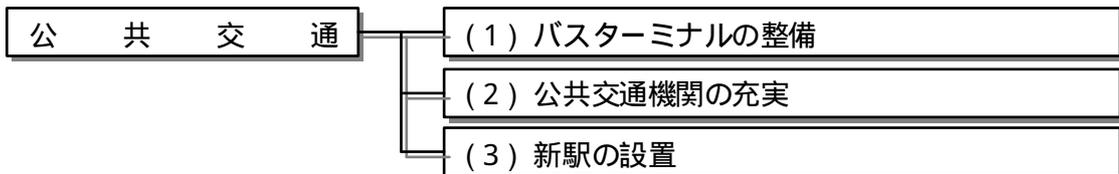
また、高齢者・障害者などの交通手段としての循環バスの廃止に伴い、今後の公共交通として、デマンド交通等の運行を検討する必要があります。

JR東北新幹線、東北本線の新駅設置については、本町を含む周辺地域で首都圏機能の一翼を担う地域としての機能拡大が予想されるため、今後ともその実現化に向けて、関係機関との協議・連携を図っていく必要があります。

## 基本方針

将来の都市活動，住民の交通利用形態に対応した交通体系の確立を図るため，きめ細かな公共交通のサービスの向上に努めます。

## 施策の体系図



## 具体的施策

### (1) バスターミナルの整備

- ・ 中心市街地の整備の進捗にあわせて，広域的なバス利用の拠点性と利便性を高めるため，高速バスの乗り入れを含めたバスターミナルの整備を検討します。

### (2) 公共交通機関の充実

- ・ 路線バスのダイヤ編成及びダイヤの再検討を要請し，利用者需要にこたえるように努めます。
- ・ 利用者の自宅や指定場所から目的地までを乗り合いで送迎する，デマンド交通についての検討を行います。

### (3) 新駅の設置

- ・ J R東北新幹線新駅及び東北本線南古河駅（仮称）の設置を推進するため，関係自治体との連携のもと，関係機関への働きかけをしていきます。



## 第3節 快適な生活を支える環境づくり

### 1 上水道

#### 現況と課題

本町の水道は、昭和 60 年から第 3 次拡張事業において上水道の 1 本化を図り、計画給水人口 28,900 人一日最大給水量 9,900 m<sup>3</sup>を目標に事業を開始しました。

平成 15 年には、県西広域水道用供給事業により日量 6,200 m<sup>3</sup>の受水を受け、平成 18 年度実績で給水人口 26,261 人一日平均給水量 8,259 m<sup>3</sup>、普及率 95.8%となっています。

この全受水に伴う費用（受水費）の大幅な増加により、水道料金の改訂の検討が必要となっています。

一方、本町の水道事業は創設から、33 年が経過し、浄水施設の老朽化が進み、施設の異常や故障が発生した場合、広域で長時間の断水も懸念される状況であることから、平成 15 年に浄水場管理棟新設工事、浄水場配水ポンプ設備工事、平成 16 年に浄水場電気計装設備工事、浄水場内配水管布設工事を実施しました。しかし、施設の機能低下や一部地域で水圧の低下が見られるようになり、給水に支障をきたしていることなどから早急に施設の修繕及び更新が必要となっている状況です。

今後も、安定的水源の確保のため、老朽化した施設の整備と、維持管理体制の充実を図る必要があります。

また、「水」は限りある貴重な資源であり生命の源でもあります。この認識のもとに家庭、学校、地域において、日常的な節水意識の高揚を促すため、広報紙及び広報車による節水の呼びかけや、全国水道週間における、懸垂幕、ポスター、広報紙への掲載等による PR 活動、小中学校へポスター、標語の募集、町内の小学校の児童に対し、施設見学などの啓発活動を行っています。

#### 基本方針

給水普及率 100 パーセントをめざすとともに、安全、良質で安定した水道水を適正な価格で供給し、快適な生活環境を実現するため、将来を見据えた水道施設の総合的整備を推進します。

#### 施策の体系図



## 具体的施策

### (1) 水源の確保

- ・霞ヶ浦用水供給事業への参加を通じて、県水の受水による、安定的水源の確保を図ります。
- ・県南西地域広域的水道整備事業により、水需要の安定的水源の確保を図ります。

### (2) 水の安定供給

- ・茨城県は、関係自治体と協議し、水需要、施設、財政に関する広域的水道整備計画案を作成しており、今後はこの計画に沿って整備を推進します。
- ・施設更新事業の年次計画に沿って整備を推進します。
- ・老朽管の布設替え及び漏水調査を行い、給・配水管の整備を図ります。
- ・浄水施設を再整備し、24時間監視体制や定期点検及び改修工事を実施します。
- ・地震、渇水対策として、自家発電施設や給水タンク、ポリタンク等の充足、さらに緊急時対策として、近隣市町水道事業体との連絡管整備を検討します。

### (3) 水道料金の適正化

- ・県水受水量増加や施設更新事業等に伴い、今後、水道事業経営が厳しくなることが予想されることから、水道料金の見直しを行い、適正な料金体系を検討します。

### (4) 普及率の向上

- ・上水道の加入促進に努め、普及率の向上を図ります。

### (5) 節水意識の高揚

- ・貴重な資源である水資源の有効利用を図るため、家庭、学校、地域における日常的な啓発活動や、広報活動、各種イベント等により、住民に節水を呼びかけ、節水意識の高揚を促します。

## 2 下水道

### 現況と課題

平成2年に2市1町【古河市(旧三和町)、坂東市(旧猿島町)、境町】1処理区の「利根左岸さしま流域下水道」関連事業として、「境町公共下水道基本計画」(全体計画面積940ha、目標年次平成27年度)が立案されました。同年、市街化区域を中心に99.3haを対象とした事業認可を受け下水道事業に着手、平成9年度に目標年次を平成27年度に延伸、面積438.5haに拡大し、平成18年度末において、さしまアクアステーションの処理場周辺の住宅団地開発や境高校周辺を除いて、市街地のほとんどの整備が完了しました。

しかし、平成18年度末の水洗化率は76.0%と、平成9年6月の公共下水道供用開始以後、10年が経過したものの、水洗化率が伸び悩んでいる状況にあるため、下水道施設の効率性や財政の健全化などからも水洗化の促進が大きな課題となっています。

そのため、水洗化アンケート調査及び下水道法による「供用開始後 3 年以内接続」の通知や排水設備工事に必要な資金を斡旋し利子を補給する制度の活用などの啓蒙に努めています。

また、「利根川流域別下水道整備総合計画」との整合を図るとともに、所管の異なる事業との調整を行い、効率性や経済性、地域性を考慮した整備が必要となっています。

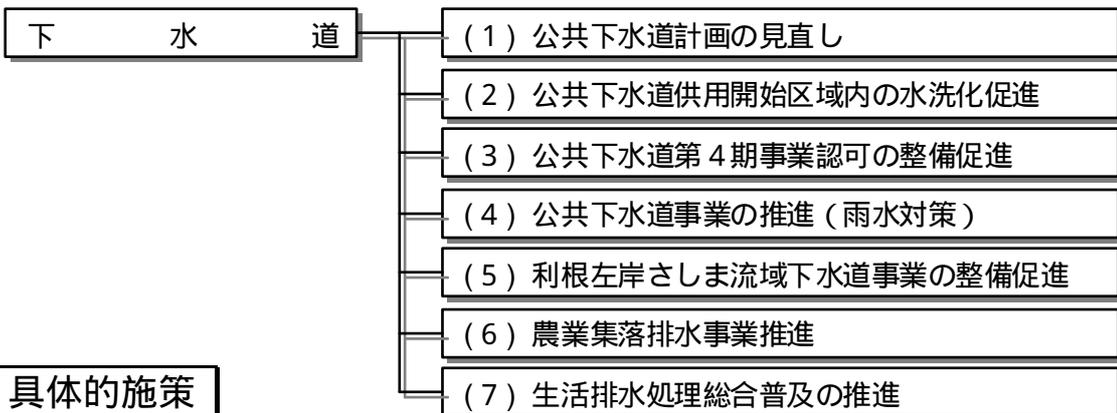
農業集落排水事業については、整備区域を5地区に設定し、平成 2 年より事業に着手し、既に長田北部地区（蛇池・栗山・下砂井）と境第 2 地区（金岡・浦向・一ノ谷）は供用を開始しています。現在は、平成 11 年度に着手した境第 3 地区（塚崎・横塚）、更には、平成 14 年度から境第 4 地区（志鳥・稲尾）の整備に着手しており、両地区とも平成 21 年 4 月の供用開始をめざして施工中です。未着手の 1 地区についても、早期事業化をめざしています。

更に、市街化の進展などによる雨水排水の上で問題が発生しており、長期的な視点に立った下水道整備の効果的・効率的な事業の検討が課題となっています。

### 基本方針

公共水域や農業用水の水質保全と公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を実現するため下水道整備を推進します。

### 施策の体系図



### 具体的施策

#### (1) 公共下水道計画の見直し

- ・下水道整備の実施状況を勘案し、茨城県が策定した「利根川流域別下水道整備総合計画」との整合を図るとともに、周辺集落や所管が異なる事業との調整を行い、効率性や経済性・地域性を考慮した基本計画の見直しを行います。

#### (2) 公共下水道供用開始区域内の水洗化促進

- ・下水道整備施設の効率的活用と経営健全化の観点から、水洗化アンケート調査結果等をもとに、水洗化率の向上を図ります。

#### (3) 公共下水道第 4 期事業認可の整備促進

- ・公共水域の水質保全と公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を実現するための「第 4 期の事業認可区域」の下水道整備を推進し、平成 24 年度末における公共下水道普及率を

50%とすることを目標とします。

- ・公共下水道第4期事業認可区域(124.5ha)については、市街化区域と隣接する猿山・長井戸地区及び下小橋地区の早期供用を目標に、平成24年度完成をめざし積極的な整備を図ります。

#### (4) 公共下水道事業の推進(雨水対策)

- ・染谷川の改修計画と合わせ、長井戸沼及び染谷川排水区の整備を進めます。
- ・効率的な排水処理及び公害防止の観点から、公共下水道雨水1号幹線の汚泥除去作業を平成14年度から実施しています。
- ・公共下水道雨水幹線の整備を推進します。
- ・市街地内の雨水排水対策として、雨水を一時的に貯留するための調整池の整備を検討します。

#### (5) 利根左岸さしま流域下水道事業の整備促進

- ・平成13年度に、坂東市(旧猿島町)・古河市(旧三和町)が流域幹線と接続が完了し、流域内2市1町全てで供用が開始され、流域下水道の整備も順調に推移しているとともに、平成18年度の利根左岸さしま流域下水道事業認可区域拡大に伴い、水処理施設の増設計画を進めます。
- ・さしまアクアステーション処理場の維持管理の効率を高めるためにも、水洗化率の向上を図ります。

#### (6) 農業集落排水事業推進

- ・境第3地区(塚崎・横塚)と境第4地区(志鳥・稲尾)について平成21年度の供用開始に向けて事業を促進するとともに、未着手の1地区についても早期事業化をめざします。また、事業の促進とともに供用地区も増え、処理施設の適正な維持管理による処理水の活用や汚泥を農地還元する自己完結的なリサイクル方法を検討します。

#### (7) 生活排水処理総合普及の推進

- ・平成24年度末における公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽をあわせた、生活排水処理総合普及率を80%とすることを目標とします。

## 3 河川

### 現況と課題

本町を流れる河川は、本町の西南部を流れる一級河川の利根川、古河市から本町の北部を通り利根川に流入する宮戸川と女沼川、下砂井から坂東市へ流入する鶺鴒川、長井戸から利根川へ流入する染谷川があります。

染谷川は、上流地域における開発等の進展によって周辺の遊水機能が低下し、流域は災害発生の危険性が増加しているため、河川改修を実施しています。宮戸川についても、広域にわたる流域面積を有し、災害発生の危険性が増加しているため、早期の河川改修を要望して



いく必要があります。

河川は、治水・利水機能等の従来の機能に加えて、近年、水辺に親しめることのできる貴重な自然空間としても評価が高まっており、本町においても、リバーサイド修景事業による境河岸や桜づつみ、一里塚等が整備されました。

また、「川の町ネットワーク実行委員会」が設置され、利根川と江戸川周辺一帯の整備等が検討されているほか、境町から浦安市までの舟運の復活を検討する「江戸川舟運研究会」への参加など、水辺環境整備を積極的に展開しています。

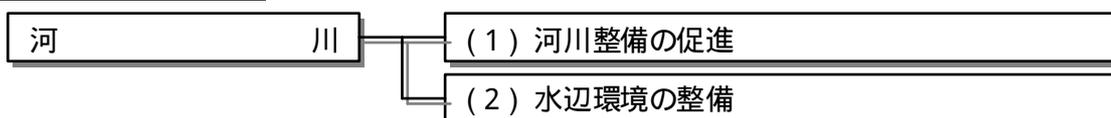
本町における川は、利根川を水と緑の軸と位置づけ、また、それに注ぐ河川・水路沿いの生産緑地を緑の骨格軸として位置づけ、自然とのふれあいの連携軸の形成をめざしていく必要があります。

また、本町における「川」はかつての交通要衝の境河岸・宿場町として栄えた歴史があり、今後とも緑の骨格として、快適環境都市の実現に欠かすことのできない重要な要素の1つです。そのため、河川改修と治水・利水機能の向上を図るとともに、住民や都市住民のレクリエーション等の親水の場としての環境整備に努めていく必要があります。

### 基本方針

利根川を水と緑の軸として位置づけ、安全でうるおいのある河川空間を創造するため、治水機能とともに、親水性のある自然とのふれあい連携軸の形成をめざした水辺環境の整備を推進します。また、染谷川、宮戸川の流域は災害発生の危険性が増加しているため、早期の河川改修を要望していくとともに、うるおいのある親水空間の創造に努めます。

### 施策の体系図



### 具体的施策

#### (1) 河川整備の促進

- ・一級河川である宮戸川の早期河川改修を促進します。
- ・準用河川染谷川の河川改修を推進します。
- ・洪水時に正確な情報を収集・把握し、迅速に連絡できるようなシステムの整備及び水防体制の確立を図ります。
- ・魚礁護岸など、自然の生態系に十分配慮した整備に努めます。

#### (2) 水辺環境の整備

- ・親水護岸の整備や河川の緑道化・緑化を推進し、うるおいのある親水空間の創造に努めます。
- ・水辺整備事業等により整備された、親水護岸や河岸の緑道化・緑化・景観の整備などをさらに推進し、うるおいのある親水空間の創造に努めます。

- ・国土交通省，茨城県，千葉県，野田市，五霞町，境町から構成する「川の町ネットワーク実行委員会」を中心に利根川，江戸川周辺一帯とリンクした広域的な観光開発のあり方を検討します。
- ・利根川の河川敷の有効活用と地域のイメージアップを図るため，河川敷いっぱいにある菜の花を咲かせる「菜の花プロジェクト」を各種団体，住民の方々の協力のもとに推進します。
- ・河川愛護団体などの育成や，支援により河川美化運動などの促進を図ります。

## 4 住宅

### 現況と課題

本町の住宅所有状況は，持ち家率が約76%と大部分を占めている状況にあります。

また，公的な住宅としての町営住宅については，高齢者に配慮した新築事業が完了し，管理戸数は165戸となっています。しかしながら，近い将来耐用年数を経過する町営住宅があることや，住宅の耐震性に関する基準に適合しない古い町営住宅も存在することから，住民の住生活の安定・向上のための施策を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

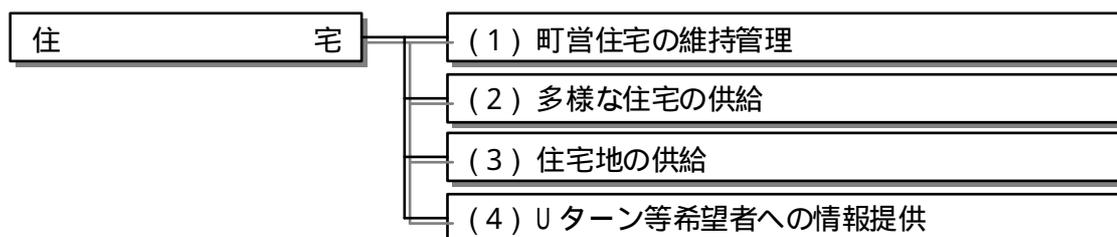
近年，本町においては，人口の社会減の傾向がみられるため，若年層を中心とした人口定着を図る必要があります。そのため，就業機会の拡大を図るとともに，境町にUターン・Iターン等を希望する方々に対する各種施策の導入や良好な住宅地の供給が課題となっています。そのため，民間開発を計画的に誘導するとともに，土地区画整理事業が完了した陽光台地区（19ha）や区域指定制度の適用を検討している地区などにおける良好な住宅・宅地の供給を進めるなど，総合的な定住環境の充実に努める必要があります。

さらに，境町らしさのある住まいのあり方についても検討するとともに，ライフスタイルの多様化や高齢化に対応したバリアフリーの住まいづくりなど，今後の住民ニーズに対応したより質の高い住宅の供給，住環境の形成に十分配慮する必要があります。

### 基本方針

地域特性や住民ニーズを踏まえ，定住を支える良質で多様な住宅の供給と，良好な住環境の形成など総合的な定住促進を図ります。

### 施策の体系図





## 具体的施策

### (1) 町営住宅の維持管理

- ・住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し町民の生活と社会福祉の増進に寄与することを目的とした町営住宅については、適正な維持管理を図るとともに、住宅使用料徴収率の向上、老朽化した町営住宅の建て替え等を含めた運営方針を検討します。

### (2) 多様な住宅の供給

- ・雇用促進住宅や民間等により、多様なニーズにこたえる住宅供給の促進を図ります。
- ・高齢化対応仕様の住宅の設計・リフォーム指針の策定とその普及・指導に努めます。

### (3) 住宅地の供給

- ・陽光台地区や区域指定制度の適用を検討している地区などに、良好な住宅地の供給を図ります。
- ・長期的な需要に対応した、新規の住宅開発についての検討を行います。

### (4) Uターン等希望者への情報提供

- ・近年増加傾向にある自然豊かな地に移住を希望する、Uターン・Iターン等希望者に対し、固定資産税相当分の奨励金制度新設やホームページ等を積極的に活用し情報提供を行い、定住の促進を図ります。

## 5 公園・緑地

### 現況と課題

水や緑は住民や来訪者にうるおいとやすらぎを提供するとともに、防災や生態系の形成、美しい都市景観の形成、さらには地球温暖化の防止などさまざまな役割を持っています。

本町には、こうした豊かな自然が多く残されており、これらを生かした公園整備が進められています。

これまで、住民からの要望にこたえ、シンボルとなる公園としてふれあいの里や利根左岸さくらの森パーク、利根川の水辺を利用した水辺整備事業、陽光台地区におけるけやき公園・はなのき公園（以上街区公園）、その他、農村公園や親水公園の整備を行ってきました。

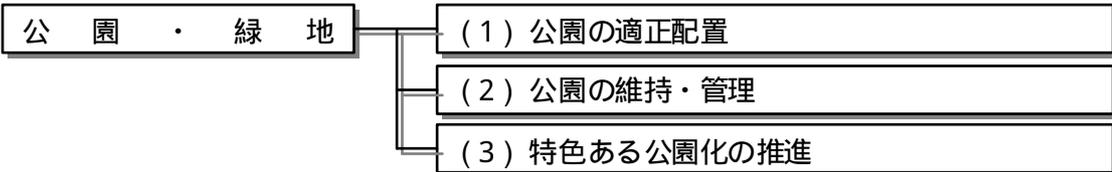
また、施設の維持管理については、隔週で点検パトロールの実施や、年に数回業者に点検を依頼している状況にあります。

今後とも、これらの施設の適正な維持・管理に努めるとともに、公園緑地の整備推進を図っていく必要があります。

## 基本方針

良好な自然環境の保全と調和を図りながら、公園緑地の整備充実と適切な維持管理に努め、緑豊かなうるおいのあるまちづくりを推進します。

## 施策の体系図



## 具体的施策

### (1) 公園の適正配置

- ・住民の要望に対応しながら、街区公園や近隣公園などの公園の適正配置に努めます。
- ・既存の公園を適正に維持管理しつつ、町全体の公園配置計画を策定し、順次整備を進めます。
- ・魅力ある中心市街地の形成を図るため、ポケットパークの整備を検討します

### (2) 公園の維持・管理

- ・遊具・草花・樹木の維持管理や清掃等、公園施設の充実に努めるとともに、身近な公園については、住民参加による維持管理を推進します。
- ・公園の一元的な管理体制の構築を図ります。

### (3) 特色ある公園化の推進

- ・利根川河川敷を利用した、スポーツ・レクリエーションの整備を推進します。
- ・自然とのふれあい、グラウンドゴルフ場を中心としたスポーツ・レクリエーション拠点として、ふれあいの里の機能強化を検討します。
- ・子ども達がより身近な自然を感じられるような里山や雑木林を活用した「町民の森」の整備を検討します。

## 6 景観形成・緑化

### 現況と課題

本町の景観は、水、緑、田園、集落といった、豊かな田園景観を基調としていますが、近年は農地の無秩序な宅地化や屋外広告物など景観を阻害する要素が見られます。

しかし、こうした中、利根川沿岸においては、リバーサイド修景事業として境河岸、高瀬舟の復元、桜つつみ、一里塚などの整備が実施されています。また、整備された公園に積極的に桜を植樹し、公園と公園を桜でむすぶ「さくらネットワーク」を展開してきました。特に平成8年に、日本さくらの会に入会し、優良苗木の提供や技術指導などを受けるなど、さ



まざまな取り組みを行ってきました。

この他にも、1人1木植栽事業の推進や緑化意識の高揚を図るため地域住民や各種団体参加による植栽を行ったほか、毎年ボランティア団体の協力を得て、沿道などへの植栽を行う「花いっぱい運動」を展開するなどの緑化施策も進められてきました。

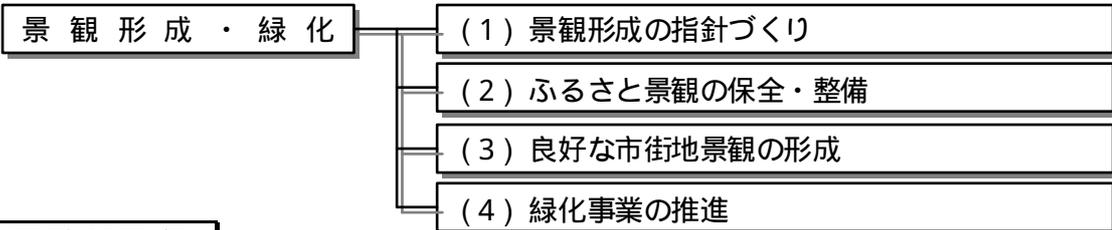
さらに、商店街においては、高瀬舟をシンボルとした街路灯やサインを整備し、住民や来町者に、本町のイメージを伝える景観形成の施策などが進められてきました。

また、近年、都市、農村等における良好な景観の形成を促進するため、景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、規制や支援措置等を行い、「美しく風格のある国土の形成」「潤いのある豊かな生活環境の創造」「個性的で活力ある地域社会の実現」をめざした景観法が制定されました。今後は、景観法を生かしつつ、個性ある市街地景観の形成や、良好な自然環境や田園環境を守り、生かしながら、うらおいと境町らしさあふれる田園景観の形成の推進が課題となっています。

### 基本方針

境町らしさあふれる快適な生活空間の創造をめざして、豊かな水や緑を生かした拠点整備を進めるとともに、境町景観計画を策定し、良好な市街地景観、緑化の推進、田園景観の形成等、景観に配慮したまちづくりを推進します。

### 施策の体系図



### 具体的施策

#### (1) 景観形成の指針づくり

・境町らしさあふれる、豊かな水や緑を生かした田園景観の形成等を総合的に推進するため、景観法にもとづく景観計画等の策定を検討します。

#### (2) ふるさと景観の保全・整備

・境町のふるさと景観の代表である、利根川の自然景観の整備の保全や河岸の歴史的な背景を生かしたふるさと景観の形成を検討します。

・その他の河川及び周辺の水田や、集落地を含めた田園景観の保全を図るための各種施策の導入を検討します。

#### (3) 良好な市街地景観の形成

・本町の河岸のイメージを伝える景観施策などが進められてきた中心商店街、公共施設などが集積する市街地内の拠点地区や幹線道路沿道地区、良好な住宅地地区などについては、

重点的に良好な市街地景観の創出に努めます。

#### (4) 緑化事業の推進

- ・うるおいとやすらぎのある景観形成や環境的な視点から、公共施設の緑化、民有地の緑化、道路の緑化の推進に努めます。
- ・さくら祭り等のイベントとの連携を図りながら、桜づつみを延伸するなど「さくらネットワーク」を充実させ、桜によるまちづくりを推進します。

## 7 墓地・火葬場

### 現況と課題

本町における墓地は小規模な共同墓地、個人墓地が数多く点在しており、その統廃合が課題となっています。また、近年の核家族化により墓地の需要も年々高まりつつあります。

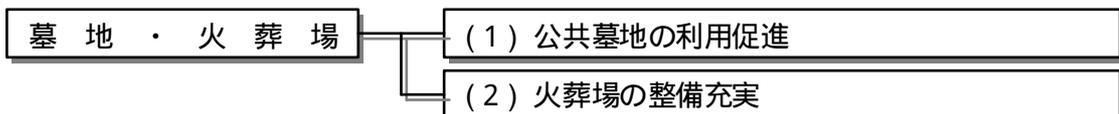
こうした状況を踏まえ、さしま環境管理事務組合では、平成7年に公園墓地として「清水丘聖地霊園」(6,377 m<sup>2</sup>, 750 区画, 休憩所 2 棟, 水汲所 2 カ所, トイレ)を整備し、構成市町内在住者に分譲を行ってきました。今後とも、その適正な管理運営を図っていく必要があります。

また、火葬場施設については、昭和45年よりさしま環境管理事務組合で広域的に対応していますが、旧施設の老朽化に伴い平成3年度に新たな火葬場施設と斎場を完成させ利用にこたえてきました。その後の葬祭行事の簡素化や自宅での葬祭行事開催が困難なことなどの事情により火葬場施設の利用が急増したことから、組合ではこれらに対応すべく、平成14年火葬炉5基と斎場を併せ持つ新火葬棟を完成させ、供用をしております。しかしながら、さしま斎場だけでは利用の急増に対応できない状況にあり、今後は民間の葬祭式場との連携を図る必要があります。

### 基本方針

火葬場の適切な管理運営及び、斎場の利用促進と適切な管理運営に努めます。

### 施策の体系図





### 具体的施策

#### (1) 公共墓地の利用促進

- ・ 公営墓地の利用促進と施設運営の充実を図ります。

#### (2) 火葬場の整備充実

- ・ 時代に即応した、施設の充実を検討するとともに、その管理運営の充実に努めます。